

国保が支える安心社会

国民健康保険税額のお知らせ

「平成29年度国民健康保険税の納税通知書」を、7月中旬に世帯主宛に郵送します。

※国保税の納税義務者は、世帯主です。（世帯主が社会保険等に加入されている場合でも、世帯内に国保加入者がいる場合には、世帯主名義で通知します。）

平成29年度国保税の算定方法、保険税額・限度額は、表1のとおりです。

離職された方は軽減されません
倒産、解雇、雇い止めなどで離職し、国民健康保険に加入された方については、前年の給与所得を100分の30として所得割が算定されます。軽減を受けるには申請が必要となりますので、市民課国保医療担当で手続きをしてください。

■対象となる方

- 次の①～③の全ての条件を満たす方
- ①平成21年3月31日以降に離職した方
- ②離職日時点で65歳未満の方

③雇用保険の失業等給付を受ける方で、「雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が（11、12、21、22、23、31、32、33、34）に該当する方

表1 平成29年度の税率・限度額

	所得割	資産割	均等割 ^{※2} (1人あたり)	平等割 ^{※2} (1世帯あたり)	賦課限度額
医療分	7.0%	25.0%	24,700円	21,200円	540,000円
後期高齢者支援金分	2.7%	7.0%	7,900円	8,600円	190,000円
介護分 ^{※1}	2.5%	7.0%	9,500円	7,200円	160,000円

※1 介護分は、40歳～64歳の方のみ

※2 一定の所得以下の世帯は、均等割・平等割が最大7割軽減されます。（申請は不要です）

国保税の算定方法

国民健康保険税（年税額）

所得割
+
資産割
=
+
均等割
+
平等割

所得割 国保加入者の所得に応じて計算します
 (前年中の総所得金額 - 基礎控除額 33万円)^{※3} × 税率
 ※3 国保加入者ごとに計算します

資産割 国保加入者が本市内に所有する固定資産に応じて計算します
 本年度の固定資産税（都市計画税を除く）× 税率

均等割 世帯内の国保加入者に応じて計算します
 世帯内加入者数 × 定額

平等割 1世帯につきくらと計算します
 1世帯 × 定額

■申請に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 印鑑

有効期限にご注意ください
国民健康保険に加入している方に発行している「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。

高額療養費制度の70歳以上の自己限度額が変わります
高額療養費制度とは、医療

8月以降も認定証が必要な場合は、8月中に市民課国保医療担当で更新手続きをしてください。

■申請に必要なもの

- 被保険者証
- 印鑑
- 過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院日数の確認できる医療機関発行の領収書等（住民税非課税世帯のみ）

表2 70歳以上の人の自己限度額(月額)【平成29年8月～平成30年7月】

所得区分	個人単位（外来）	世帯単位（外来+入院）	
		年3回まで	年4回目以降
現役並み所得者	57,600円	80,100円 ^{※4}	44,400円
一般	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	—
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—

※4 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算

■問い合わせ
市民課 国保医療担当
(内線127-129・137)

機関等で1か月に支払った額が自己限度額を超えた場合、その超えた分を支給する制度です。平成29年8月から平成30年7月診療分までの自己限度額は、表2のとおりです。

新しい被保険者証は薄紫色！

後期高齢者

医療被保険者証を送付

75歳以上の方が8月1日よりお使いいただく、新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留で郵送します。

お手元に届きましたらお名前等をご確認いただき、医療機関で診療等を受ける際にご提示ください。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証も、平成29年8月1日より新しくなり、被保険者証とは別に郵送されます。(前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付されます。)

※新規に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けるには、申請が必要です。

保険料の算定

後期高齢者医療保険料は、各被保険者の前年中の所得に基づき、毎年7月に算定され、7月中旬にお知らせします。年度途中に資格を取得した方(75歳の誕生日を迎えた方や転入された方等)へは、資格取得の翌月に通知します。

図1 平成29年度の保険料率

●所得割 7.86% ●均等割額 40,490円

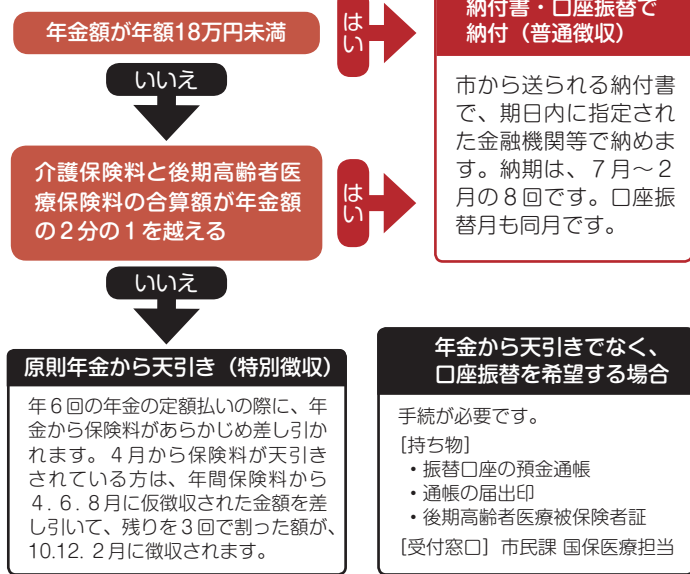
$$\text{保険料額} = 40,490 \text{円} + \frac{\text{所得} - 33 \text{万円}}{\text{均等割額}} \times 7.86\%$$

※保険料の賦課限度額は57万円です。

図2

均等割が軽減される世帯		軽減割合
同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等	基礎控除額33万円以下の世帯で、被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入が80万円以下の世帯	9割
	基礎控除額33万円以下の世帯	8.5割
	基礎控除額33万円+(27万円×被保険者数)以下の世帯	5割
	基礎控除額33万円+(49万円×被保険者数)以下の世帯	2割

図3



保険料の軽減措置
均等割軽減
軽減判定対象総所得金額等が図2に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。平成29年度から均等割5割軽減と2割軽減の対象が

平成29年度保険料率は、図1のとおりとなります。

被用者保険の被扶養者に対する7割軽減
職場の健康保険などの被扶養者であった場合は、所得割額は発生せず、均等割額は7割軽減されます。(平成28年度までは特例的に9割軽減)

拡大されました。所得割軽減
所得割額を負担する被保険者のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方については、所得割額が一律2割軽減されます。(平成28年度までは特例的に5割軽減)

拡大されました。所得割軽減

保険料の納付方法

年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替による「普通徴収」の2通りです。(図3参照)
※口座振替をご希望の方はお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

- ・市民課 国保医療担当 (内線127-129-137)
 - ・収納課 収納担当 (内線163-164-165)
 - ・山梨県後期高齢者医療広域連合
- ☎055-236-5671

医療費の節約ポイント！

日頃のお医者さんのかかり方などを見直すことにより、支払う医療費が節約できます。

●**かかりつけ医(薬局)を持つ**
紹介状を持たずに大病院を受診すると、一部負担金に加え定額負担金が発生する場合があります。まずは地域の開業医など、すぐ受診できるかかりつけ医(薬局)を持つようにしましょう。

●**休日・夜間の受診は控える**
休日や夜間の救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。緊急時以外は、平日の時間内に受診することを心がけましょう。

●**重複受診はやめましょう**
同じ疾患で、複数の医療機関にかかる重複受診はやめましょう。医療費が増加するばかりでなく、検査や薬が重複することで、かえって体に悪影響を与えてしまいます。

●**ジェネリック医薬品を活用**
ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果がありますが、価格が安く設定されています。医師や薬剤師と相談して、利用が可能であれば積極的に活用してみましょう。